

# 奈良市公報

号外第16号 (平成26年10月後半分)

平成27年9月18日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
印刷所 株式会社 春日

## 目次

### 告示

- 道路の区域変更..... 1
- 道路の供用開始..... 2
- 放置自転車等の保管..... 2
- 差押調書の公示送達..... 2
- 町の区域の変更（3件）..... 2
- 指定管理者の公募（4件）..... 3
- 放置自転車等の保管..... 5
- 公有財産の売払い（2件）..... 5
- 奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付償還金利息補給金交付要綱の一部を改正する告示..... 6
- 奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示..... 6
- 奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示..... 7
- 奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示..... 7
- 一般競争入札の実施..... 7
- 道路の区域変更..... 7
- 道路の供用開始..... 7
- 放置自転車等の保管..... 8
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出..... 8
- 生活保護法の規定による医療機関の指定..... 8
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出..... 8
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定..... 8
- 平成27年度近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表..... 9
- 配当計算書の公示送達..... 11
- 放置自転車等の保管..... 11
- 開発行為に関する工事の完了..... 11
- 奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会設置要綱の一部を改正する告示..... 11
- 都市景観形成建築物等の指定..... 12

- 放置自転車等の保管.....12
- 奈良市情報公開条例の運用状況の公表.....12
- 奈良市個人情報保護条例の運用状況の公表.....13
- 公募型プロポーザルの実施.....13
- 開発行為に関する工事の完了.....14
- 放置自転車等の保管.....14
- 放置自転車等の処分.....14
- 住居番号の変更.....14
- 一般競争入札の実施.....15
- 開発行為に関する工事の完了.....15
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出.....15
- 生活保護法の規定による医療機関の指定.....15
- 生活保護法の規定による施術者の指定.....15

### 公営企業

- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定.....16
- 公募型プロポーザル方式による受託者の選定.....16

### 教育委員会

- 平城京左京三条二坊宮跡庭園の開園時間の変更.....17

### 選挙管理委員会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等の記載をした書面の縦覧.....17
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧.....17

### 農業委員会

- 農政部会の招集.....17

## 告示

### 奈良市告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、平成26年10月1日から次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年10月16日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	中部第647号線	大宮町一丁目50番2地先から	前	7.08~8.95	73.0	
		三条本町1000番地先まで	後	16.00~144.00	73.0	

(平成26年10月16日揭示済)

**奈良市告示第715号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成26年10月1日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年10月16日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	中部第647号線	大宮町一丁目50番2地先から	16.00~144.00	73.0	
		三条本町1000番地先まで			

(平成26年10月16日揭示済)

**奈良市告示第716号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年10月16日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成26年10月16日
- 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
  - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
  - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課  
電話 0742-34-1111代表  
(平成26年10月16日揭示済)

**奈良市告示第717号**

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年10月16日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書  
差押調書（謄本）
- 送達を受けるべき者  
省略

(平成26年10月16日揭示済)

**奈良市告示第718号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成26年11月25日から本市内の町の区域の別図1を別図2のとおりに変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年10月17日

奈良市長 仲川元庸

- 関係区域は別図1及び別図2に示すとおりで。
- 別図1の斜線で示す二名町及び押熊町（各一部）を、別図2のとおりに中登美ヶ丘五丁目に編入します。  
別図1及び別図2省略

(平成26年10月17日揭示済)

**奈良市告示第719号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成27年1月19日から本市内の町の区域の別図1を別図2のとおりに変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年10月17日

奈良市長 仲川元庸

- 関係区域は別図1及び別図2に示すとおりで。
- 別図1の斜線で示す正田町（一部）を、別図2のとおりにあやめ池南八丁目に編入します。  
別図1及び別図2省略

(平成26年10月17日揭示済)

**奈良市告示第720号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、平成27年1月19日から本市内の町の区域の別図1を別図2のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年10月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 関係区域は別図1及び別図2に示すとおりです。
- 2 別図1の斜線で示す中町(一部)を、別図2のとおり菅野台に編入します。

別図1及び別図2省略

(平成26年10月17日揭示済)

**奈良市告示第721号**

奈良市農畜産物処理加工施設の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成26年10月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称  
奈良市月ヶ瀬尾山2763番地の14 他1筆  
奈良市農畜産物処理加工施設
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市農畜産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関する事。
  - (2) 奈良市農畜産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (3) その他市長が定める事。
- 3 指定予定期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
  - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所  
奈良市月ヶ瀬尾山2845番地  
奈良市市民生活部月ヶ瀬行政センター  
地域振興課
  - (2) 申請期間  
平成26年10月20日から平成26年11月10日まで
  - (3) 提出書類  
奈良市農畜産物処理加工施設指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。  
ア 奈良市農畜産物処理加工施設指定管理者事業計画書  
イ 奈良市農畜産物処理加工施設指定管理者収支予算書  
ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)  
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び

貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体及びその代表者が平成25年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の申請の申請に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市農畜産物処理加工施設指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市市民生活部月ヶ瀬行政センター 地域振興課

電話0743-92-0131

(平成26年10月20日揭示済)

**奈良市告示第722号**

ロマンピア月ヶ瀬の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成26年10月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称  
奈良市月ヶ瀬長引707番地の10 他14筆  
ロマンピア月ヶ瀬
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市農林漁業体験実習館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) ロマンピア月ヶ瀬の利用届の受理及び利用制限に関する事。
  - (3) ロマンピア月ヶ瀬の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。
- 3 指定予定期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
  - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所  
奈良市月ヶ瀬尾山2845番地  
奈良市市民生活部月ヶ瀬行政センター  
地域振興課
  - (2) 申請期間  
平成26年10月20日から平成26年11月10日まで
  - (3) 提出書類  
ロマンピア月ヶ瀬指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。  
ア ロマンピア月ヶ瀬指定管理者事業計画書  
イ ロマンピア月ヶ瀬指定管理者収支予算書  
ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書

(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体及びその代表者が平成25年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の申請の申請の申請の委任状

5 その他  
その他の詳細は、ロマンピア月ヶ瀬指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先  
奈良市市民生活部月ヶ瀬行政センター 地域振興課  
電話0743-92-0131  
(平成26年10月20日揭示済)

---

**奈良市告示第723号**

梅の里ふれあい館の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の申請等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成26年10月20日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称  
奈良市月ヶ瀬尾山106番地の1  
梅の里ふれあい館

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 梅の里ふれあい館の利用届の受理及び利用制限に関すること。

(2) 梅の里ふれあい館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

3 指定予定期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所  
奈良市月ヶ瀬尾山2845番地  
奈良市市民生活部月ヶ瀬行政センター  
地域振興課

(2) 申請期間  
平成26年10月20日から平成26年11月10日まで

(3) 提出書類  
梅の里ふれあい館指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 梅の里ふれあい館指定管理者事業計画書  
イ 梅の里ふれあい館指定管理者収支予算書

ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体及びその代表者が平成25年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の申請の申請の申請の委任状

5 その他  
その他の詳細は、梅の里ふれあい館指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先  
奈良市市民生活部月ヶ瀬行政センター 地域振興課  
電話0743-92-0131  
(平成26年10月20日揭示済)

---

**奈良市告示第724号**

奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の申請等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成26年10月20日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称  
奈良市月ヶ瀬尾山2769番地の2  
奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設の利用届の受理及び利用制限に関すること。

(2) 奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

3 指定予定期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所  
奈良市月ヶ瀬尾山2845番地  
奈良市市民生活部月ヶ瀬行政センター  
地域振興課

(2) 申請期間  
平成26年10月20日から平成26年11月10日まで

(3) 提出書類  
奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設指定管理者事業計画

書

イ 奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設指定管理者収支予算書

ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書  
(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体及びその代表者が平成25年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の申請に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市市民生活部月ヶ瀬行政センター 地域振興課  
電話0743-92-0131

(平成26年10月20日揭示済)

奈良市告示第725号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良(土地10件))

物件番号	名称	所在	地番	地目	地積 (㎡)	予定価格	入札保証金
土地-1	奈良市東之阪町	東之阪町	416-24	宅地	306.27	540万円	54万円
土地-2	奈良市青山(1)	青山六丁目	3-19	宅地	263.12	1,600万円	160万円
土地-3	奈良市青山(2)	青山六丁目	3-21	宅地	283.24	1,600万円	160万円
土地-4	奈良市富雄川西	富雄川西二丁目	1127	宅地	180.88	1,540万円	154万円
土地-5	奈良市古市町(1)	古市町	1215-17	宅地	198.38	556万円	56万円
土地-6	奈良市古市町(2)	古市町	1647-10	宅地	209.89	576万円	58万円
土地-7	奈良市古市町(3)	古市町	1647-11	宅地	255.56	681万円	69万円
土地-8	奈良市古市町(4)	古市町	1673-11	宅地	243.29	623万円	63万円
土地-9	奈良市古市町(5)	古市町	1673-12	宅地	186.61	517万円	52万円
土地-10	奈良市二条大路南 (旧休日夜間診療所等敷地)	二条大路南一丁目	53-1	宅地	2,014.16	7,880万円	788万円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成26年10月20日揭示済)

奈良市告示第727号

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年10月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年10月19日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年10月20日揭示済)

奈良市告示第726号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年10月20日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション官公庁オークション)による。

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年10月20日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する公有財産物件  
以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネットオークション（物品 1件）

ネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

物件番号	物件名 (財産名称)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
物-1	ならまち振興館敷地内にある庭園の灯籠、庭石、樹木等一色	172,800	17,280

(自動車 8件)

物件番号	物件名 (財産名称)	初年度登録	排気量 (L)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車-1	ホンダバンパートナー	平成12年6月	1.49	10,000	1,000
車-2	トヨタスプリンターバン	平成8年7月	1.49	10,000	1,000
車-3	スバルサンバーバン	平成12年	0.65	8,000	800
車-4	塵芥車①	平成16年10月	4.33	150,000	15,000
車-5	塵芥車②	平成16年10月	4.33	150,000	15,000
車-6	塵芥車③	平成16年10月	4.33	150,000	15,000
車-7	塵芥車④	平成16年10月	4.33	150,000	15,000
車-8	塵芥車⑤	平成17年11月	4.57	100,000	10,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成26年10月20日揭示済)

**奈良市告示第728号**

奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付償還金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成26年10月20日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付償還金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付償還金利子補給金交付要綱（平成14年奈良市告示第116号）の一部を次のように改正する。

第1条中「母子及び寡婦福祉法」を「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法」に、「法」を「旧法」に、「又は法」を「又は旧法」に、「準用する法」を「準用する旧法」に改める。

第2条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第313号）第1条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法施行令」に、「令」を「旧令」に改める。

第3条中「令」を「旧令」に改める。

第4条第2項中「母子寡婦福祉資金特別会計」を「母子

父子寡婦福祉資金特別会計」に改める。

附 則

この告示は、平成26年10月20日から施行する。

(平成26年10月20日揭示済)

**奈良市告示第729号**

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年10月20日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱（平成14年奈良市告示第117号）の一部を次のように改正する。

第1条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「第18条第2項」の次に「令第31条の7」を加える。

第2条第1項中「母子福祉資金」の次に「父子福祉資金」を加える。

第4条第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第5条中「母子・寡婦福祉資金違約金不徴収申請書」を「母子福祉資金等違約金不徴収申請書」に改める。

第6条中「母子・寡婦福祉資金違約金不徴収決定通知書」を「母子福祉資金等違約金不徴収決定通知書」に改める。

別記第1号様式中「母子・寡婦福祉資金違約金不徴収申

請書」を「母子福祉資金等違約金不徴収申請書」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第2号様式中「母子・寡婦福祉資金違約金不徴収決定通知書」を「母子福祉資金等違約金不徴収決定通知書」に、「母子・寡婦福祉資金」を「母子福祉資金等」に改める。

附 則

この告示は、平成26年10月20日から施行する。

(平成26年10月20日揭示済)

**奈良市告示第730号**

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年10月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱(平成16年奈良市告示第335号)の一部を次のように改正する。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改める。

附 則

この告示は、平成26年10月20日から施行する。

(平成26年10月20日揭示済)

**奈良市告示第731号**

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年10月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱(平成16年奈良市告示第336号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改める。

附 則

この告示は、平成26年10月20日から施行する。

(平成26年10月20日揭示済)

**奈良市告示第732号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年10月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 業務概要

個人住民税の当初課税における課税資料の件数は増加傾向にあり、その資料の入力・点検・業務に係る事務が増大している。このため、当初課税事務を正確かつ効率的に行うため、補助的・準備的な業務を委託する。

2 対象業務

- (1) 業務名称 平成27年度個人住民税当初課税業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 平成26年11月下旬から平成27年3月31日まで
- (4) 履行場所 奈良市役所 北棟6階作業室

以下省略

(平成26年10月21日揭示済)

**奈良市告示第733号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年10月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	中部第1287号線	佐保台西町114番1地先から	前	6.00~9.40	41.0	
		左京五丁目2番地先まで	後	4.80~15.60	121.2	

(平成26年10月21日揭示済)

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市告示第734号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、平成26年10月21日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年10月21日

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	中部第1287号線	佐保台西町114番1 地先から	4.80~15.60	121.2	
		左京五丁目2番地先まで			

(平成26年10月21日揭示済)

**奈良市告示第735号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年10月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成26年10月21日

**3 移動対象区域**

J R奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成26年10月21日揭示済)

**奈良市告示第736号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年10月21日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
北折歯科医院	奈良県奈良市右京一丁目3番地の4 サントウンプラザすずらん館218	平成26年6月30日

(平成26年10月21日揭示済)

**奈良市告示第737号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規

定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年10月21日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
北折歯科医院	奈良県奈良市右京一丁目3番地の4 サントウンプラザすずらん館218	平成26年7月1日
あいナース学園前訪問看護ステーション	奈良県奈良市学園朝日町2番6号 ハイマート学園前302号	平成26年10月1日

(平成26年10月21日揭示済)

**奈良市告示第738号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年10月21日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	平成26年6月30日
名称	主たる事務所の所在地		
喜多野診療所	奈良県奈良市中筋町31		
喜多野 章夫	奈良県奈良市中筋町31		

(平成26年10月21日揭示済)

**奈良市告示第739号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項

の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年10月21日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
喜多野診療所	奈良県奈良市中筋町15	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 居宅療養管理指導	平成26年7月1日
喜多野 章夫	奈良県奈良市中筋町15		

(平成26年10月21日掲示済)

の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成26年10月22日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第740号**

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成27年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項

名称	位置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	70,600	0.7000
		74.8	3-4号館	70,000	0.7000
		74.8	5-6号館	74,500	0.7000
		39.3	6号館	39,000	0.7000
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	15,600	0.7534
		74.9	1-2号棟	87,400	0.7802
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	71,600	0.7489
		64.2	1-2号棟	61,500	0.7489
		64.5	1-2号棟	61,900	0.7489
		71.9	1-2号棟	69,000	0.7489
		74.6	3号棟	71,000	0.7489
		64.2	3号棟	61,100	0.7489
		64.5	3号棟	61,300	0.7489
		71.9	3号棟	68,400	0.7489
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	67,000	0.7606
		64.5	1-2号棟	57,900	0.7606
		71.2	1-2号棟	63,900	0.7606
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101-120	16,500	0.7281
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131-140	17,600	0.7670
		28.0	141-150	18,200	0.7670
		33.8	151-160	19,800	0.7670
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1-2号棟	110,800	0.7930
		60.7	1-2号棟	95,900	0.7930
		55.3	1-2号棟	94,200	0.7988
		70.1	3号棟	106,900	0.7930
		60.7	3号棟	92,500	0.7930
		55.3	3号棟	91,700	0.7988
		60.1	3号棟	91,600	0.7930
		41.6	3号棟	63,000	0.7930
		42.7	127-141	18,300	0.7180
		55.4	143-157	27,400	0.7180
		58.8	158-164	28,800	0.7180
		58.8	165-188	29,100	0.7180
		74.6	1-23	91,100	0.7213

第10号市営住宅	奈良市古市町	74.6	24-35	89,200	0.7213
		74.9	36-62	88,600	0.7213
		74.9	63-66	89,400	0.7213
		74.9	67-102	91,400	0.7213
		75.0	103-112	89,200	0.7213
		74.9	113-118	85,700	0.7213
		74.9	119-124	97,700	0.7213
		74.8	125-128	98,200	0.7213
		74.8	129-134	100,100	0.7213
		74.9	137-138	99,800	0.7213
		74.9	135-136	96,600	0.7213
		75.0	139-140	88,700	0.7213
		31.4	1-12	12,600	0.7045
		第11号市営住宅	奈良市杏町及び 西九条町三丁目	55.4	74-78
55.4	64-73			26,700	0.7012
58.8	79-91			27,700	0.7012
58.8	92-101			32,400	0.7012
74.8	1-10			85,800	0.7035
74.9	25-28			87,400	0.7035
74.9	11-24			86,500	0.7035
74.9	29-32			87,300	0.7035
74.9	33-38			89,300	0.7035
74.9	39-43			89,300	0.7035
75.0	44-47			90,000	0.7035
74.9	48-53			89,800	0.7035
75.0	54-55			83,400	0.7035
74.9	56-57			95,200	0.7035
74.9	58-63			89,100	0.7035
75.0	64-65			83,000	0.7035
75.1	66-73			89,700	0.7035
75.0	74-79			91,500	0.7035
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、 横井二丁目、 横井五丁目	55.4	76-105	27,800	0.7012
		75.0	1-28	90,600	0.7035
		74.9	39-43	88,700	0.7035
		74.9	29-38	89,300	0.7035
		74.8	44-49	87,600	0.7035
		74.9	50-53	87,700	0.7035
		74.9	54-55	88,400	0.7035
		74.9	56-59	90,600	0.7035
		75.0	60-67	88,300	0.7035
		75.0	68-71	88,500	0.7035
		74.9	72-75	86,500	0.7035
		74.9	76-77	97,200	0.7035
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15-20	28,500	0.7012
		58.8	21-30	32,000	0.7012
		74.9	1-8	88,600	0.7035
		75.0	9-14	89,400	0.7035
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101-312	80,400	0.7748
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	26,300	0.7541
		37.6	2号棟	24,800	0.7541
		42.1	3号棟	23,900	0.7541

		38.7	4号棟	22,000	0.7541
		42.3	5-6号棟	24,700	0.7541
第19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52-61	30,700	0.7163
		74.8	101-404	75,100	0.7196
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1-4号棟	43,700	0.8041
		65.0	5-9号棟	53,100	0.8041
		55.0	5-9号棟	45,000	0.8041
		45.0	5-9号棟	36,700	0.8041
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201-612	47,700	0.8160
第22号市営住宅	奈良市蘭生町	31.5	1~20	8,300	0.6691
		31.5	21~36	8,100	0.6691
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1~20	7,700	0.6725
		31.5	21~40	8,300	0.6725

(平成26年10月22日揭示済)

**奈良市告示第741号**

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第131条の規定に基づく配当計算書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年10月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書  
配当計算書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(平成26年10月23日揭示済)

**奈良市告示第742号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年10月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成26年10月23日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成26年10月23日揭示済)

**奈良市告示第743号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年10月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成26年3月4日 奈良市指令都整開 第13A-50号  
平成26年9月2日 奈良市指令都整開 第13A-50-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成26年10月27日 第1439号  
公共施設 平成26年10月27日 第674号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市中町233番1、234番3、235番4、4830番3、4831番3、4835番1、4835番2、4836番、4837番、4841番、4843番、4844番1、4844番2、4845番、4846番、4847番、4848番1、4849番、4850番7、4868番6、4875番、4876番、4877番、4878番、4879番及び4880番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社 オークワ 代表取締役 神吉康成
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 道路  
奈良市中町233番1の一部、234番3の一部、235番4の一部、4835番1の一部及び4835番2の一部
  - (2) 調整池  
奈良市中町4846番の一部、4847番の一部及び4848番1の一部
  - (3) 防火水槽  
奈良市中町4850番7の一部

(平成26年10月27日揭示済)

**奈良市告示第744号**

奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年10月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会設置要綱(平成18年奈良市告示第696号)の一部を次のように改正する。

第6条中「防犯・交通安全課」を「危機管理課」に改める。

附 則

この告示は、平成26年10月28日から施行する。

(平成26年10月28日揭示済)

**奈良市告示第745号**

なら・まほろば景観まちづくり条例(平成2年奈良市条例第12号)第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第6項及びなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則(平成2年奈良市規則第21号)第8条の規定により次のとおり告示します。

平成26年10月28日

奈良市長 仲川元庸

名 称	田村青芳園茶舗
所 在 地	奈良市勝南院町19番1
概 要	本二階形式 切妻造 (桁行 8m 梁間14.1m)

1 行政文書開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	処 理 状 況						取下げ等	合 計
	開 示	部分開示	不開示	拒 否	不存在	却 下		
市 長	37	47	1	2	3	0	6	96
水道事業管理者	2	0	0	0	0	0	1	3
消 防 長	2	0	0	0	0	0	1	3
教 育 委 員 会	3	1	0	0	0	0	1	5
選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0	2
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	1	0	0	0	0	0	1
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	1	5	0	0	0	0	0	6
計	46	55	1	2	3	0	9	116

※取下げ等には、年度末時点で処理中のものを含みます。

2 行政文書任意開示申出の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	処 理 状 況						取下げ等	合 計
	開 示	部分開示	不開示	拒 否	不存在	却 下		
市 長	8	13	0	0	1	0	1	23
選挙管理委員会	0	1	0	0	0	0	0	1
計	8	14	0	0	1	0	1	24

※取下げ等には、年度末時点で処理中のものを含みます。

(平成26年10月28日揭示済)

**奈良市告示第746号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年10月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成26年10月28日
  - 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成26年10月28日揭示済)

**奈良市告示第747号**

奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)第34条の規定により、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成26年10月29日

奈良市長 仲川元庸

(単位：件)

3 不服申立ての件数及び処理の状況 (単位：件)

処 理 状 況				取下げ等	合 計
却下	棄却	一部認容	認容		
0	1	0	0	2	3

※取下げ等には、年度末時点で処理中のものを含まます。

(平成26年10月29日揭示済)

31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成26年10月29日

**奈良市告示第748号**

奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）  
第56条の規定により、平成25年4月1日から平成26年3月

奈良市長 仲川元庸

1 個人情報ファイル簿の件数 (平成26年3月31日現在)

実 施 機 関	件 数
市 長	93
水道事業管理者	4
消 防 長	6
教 育 委 員 会	17
選 挙 管 理 委 員 会	2
公 平 委 員 会	0
監 査 委 員	0
農 業 委 員 会	1
固定資産評価審査委員会	0
議 会	0
計	123

2 開示請求の件数及び処理の状況 (単位：件)

実 施 機 関	書面による開示請求					口頭による 開示請求 件 数
	処 理 状 況				合 計	
	開 示	部分開示	不開示	取下げ等		
市 長	15	16	0	5	36	111
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
消 防 長	4	0	0	0	4	0
教 育 委 員 会	0	4	0	0	4	1,318
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	1	0	0	0	1	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0
計	20	20	0	5	45	1,429

※取下げ等は、不存在及び年度末時点で処理中のものを含まます。

○訂正請求及び利用停止請求（目的外利用、外部提供、消去等）はありませんでした。

○不服申立てはありませんでした。

(平成26年10月29日揭示済)

び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年10月29日

**奈良市告示第749号**

次のとおり公募型プロポーザルに付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及

奈良市長 仲川元庸

1 公募に付する事項

項目	概要
事業名	奈良町南観光案内所運営委託事業及びにぎわい創出施設の運営事業
事業内容	奈良町南観光案内所の設置目的及び平成24年度に奈良市が策定した「ならまち振興館整備事業設計委託業務 設計説明書」を踏まえて、奈良市と協議を行いながら、奈良町南観光案内所及びにぎわい創出施設の運営にかかる事業計画を作成し、下記の事業を実施する。 ① 奈良町南観光案内所の運営に関すること ② 奈良町南観光案内所の利用制限に関すること ③ 奈良町南観光案内所施設の維持管理に関すること ④ にぎわい創出施設の設置・管理・運営に関すること ⑤ その他市長が定めること
委託期間	平成27年4月1日から平成37年3月31日まで
業務場所	奈良市井上町8-2、11、12-1、12-2、13-1、13-5番地
契約形式	業務委託契約
委託予定金額	26,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

以下省略

(平成26年10月29日揭示済)

**奈良市告示第750号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年10月29日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成19年12月17日 奈良市指令都整開 第07A-34号  
平成25年10月8日 奈良市指令都整開 第07A-34-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成26年10月28日 第1440号  
公共施設 平成26年10月28日 第675号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市鳥見町三丁目26番10、26番12及び26番13

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西区西本町一丁目4番1号  
サンヨーホームズ株式会社 代表取締役 田中 康典

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市鳥見町三丁目26番13

(2) 公園

奈良市鳥見町三丁目26番12

(平成26年10月29日揭示済)

**奈良市告示第751号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年10月30日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年10月30日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年10月30日揭示済)

**奈良市告示第752号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成26年10月30日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成26年10月30日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成26年4月7日、同月10日、同月11日、同月13日、同月15日、同月18日、同月21日、22日及び同月24日

(平成26年10月30日揭示済)

**奈良市告示第753号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21

号) 第3条第3項第3号の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成26年10月31日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成26年10月31日揭示済)

**奈良市告示第754号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年10月31日

奈良市長 仲川元庸

1 事業概要

本業務は、奈良市で使用する業務用パソコン及びプリンタ(以下端末機器)の長期安定稼働及び大量一括導入によるコスト削減を目的とし、一般競争入札による調達を行うものである。

以下省略

(平成26年10月31日揭示済)

**奈良市告示第755号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年10月31日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成26年2月24日 奈良市指令都整開 第13A-54号

平成26年10月14日 奈良市指令都整開

第13A-54-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成26年10月30日 第1441号

公共施設 平成26年10月30日 第676号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三碓三丁目112番2、119番1、119番2、119番3、120番1、122番2、124番5、125番1及び125番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台四丁目6番20号

株式会社日本中央住販 代表取締役 谷手 善紀

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市三碓三丁目120番1の一部、124番5の一部及び125番1の一部

(2) 下水道

奈良市三碓三丁目120番1の一部及び125番1の一部

(平成26年10月31日揭示済)

**奈良市告示第756号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年10月31日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
つるはら耳鼻科	奈良県奈良市神殿町694-1	平成26年6月30日

(平成26年10月31日揭示済)

定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年10月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第757号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条第1項の規

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
つるはら耳鼻科	奈良県奈良市神殿町694-1	平成26年7月1日

(平成26年10月31日揭示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年10月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第758号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大森 早矢希		あんま	平成26年10月22日
大森 早矢希	奈良県奈良市三松一丁目18番7-201号		
大森 早矢希		はり・きゅう	平成26年10月22日
大森 早矢希	奈良県奈良市三松一丁目18番7-201号		

(平成26年10月31日揭示済)

**公 営 企 業**

**奈良市企業局告示第58号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年10月23日

奈良市公営企業管理者  
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社 シラキ設備	代表取締役 白記 秀好	奈良県北葛城郡広 陵町南郷243	平成26年 10月23日

(平成26年10月23日揭示済)

**奈良市企業局告示第59号**

公募型プロポーザル方式により奈良市企業局営業業務包括業務委託事業者を選定するので次のとおり告示します。

平成26年10月24日

奈良市公営企業管理者  
池田修

奈良市企業局営業業務包括業務委託に関する事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項

奈良市企業局営業業務包括業務委託を実施するにあたり、次のとおり公募型プロポーザル方式による受託事業者の選定を行いますので、参加を希望する事業者は、この募集要項の内容を踏まえ、プロポーザル参加申請書（様式第1号）に必要書類を添付のうえ、期限までに提出してください。

1 業務概要

(1) 委託業務名

奈良市企業局営業業務包括業務委託

(2) 委託業務内容

- ① 計量業務
- ② 開閉栓業務
- ③ メータ取替業務
- ④ 料金徴収業務（滞納整理業務を含む）
- ⑤ 窓口業務

それぞれの業務の詳細は、奈良市企業局営業業務包括業務委託仕様書等（以下「仕様書」という。）で定めます。

ただし、仕様書「第3章 委託業務の内容及び実施方法等の概要」については、本業務委託の趣旨に反さず、水道使用者へのサービス低下を生じない限りにおいて、提案書により代替提案ができるものとします。

(3) 委託業務の期間等

委託業務期間は、本業務委託の契約締結日から平成32年3月31日までとします。計量業務、開閉栓業務及

びメータ取替業務の委託業務期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで、料金徴収業務及び窓口業務についての委託業務期間は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までとします。

ただし、契約の締結日から平成27年3月31日までは計量業務、開閉栓業務及びメータ取替業務の移行準備期間とし、料金徴収業務及び窓口業務の移行準備期間は、平成28年3月31日までに終了するものとします。

なお、移行準備期間に関する経費は、受託者の負担とします。

また、契約期間を終えた受託者は、契約期間終了後から平成32年6月30日までの間に、発注者から資料及びデータの提出を求められた場合、受託者の負担により資料及びデータを作成し、発注者に提出してもらう場合があります。

(4) 提案見積金額上限額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

① 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの期間において、その5年間合計額を906,262千円とします。※契約時の予定価格を示すものではありません。

提案見積金額は、見積書（様式第8号）により提出してください。

② 年度別見積金額の上限額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

平成27年度の見積金額の上限額 138,126千円とします。

平成28年度の見積金額の上限額 192,034千円とします。

平成29年度の見積金額の上限額 192,034千円とします。

平成30年度の見積金額の上限額 192,034千円とします。

平成31年度の見積金額の上限額 192,034千円とします。

提案見積金額が年度により変動する提案を行う場合は、全ての年度において年度別委託料の上限額を上回らないようにしてください。また、提案にあたっては年度毎の見積内訳書（様式第9号）に各業務の内訳を示してください。

(5) 委託料の支払方法

業務委託料の支払方法については、各月払いとします。

なお、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により消費税額に変動が生じた場合、該当する月払い委託金額に相当する消費税及び地方消費税を変更して支払うものとします。

以下省略

(平成26年10月24日揭示済)

## 教育委員会

### 奈良市教育委員会告示第18号

特別史跡・特別名勝 平城京左京三条二坊宮跡庭園は、保存整備工事のため次のとおり開園時間を変更します。

平成26年10月16日

奈良市教育委員会

委員長 杉江 雅彦

変更前：開園時刻午前9時 閉園時刻午後5時

変更後：開園時刻午前10時 閉園時刻午後5時

期間：平成26年10月27日（月）から

同年11月21日（金）まで

(平成26年10月16日揭示済)

## 選挙管理委員会

### 奈良市選挙管理委員会告示第33号

平成26年12月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成26年12月3日から平成26年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成26年10月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟4階

選挙管理委員会事務局内

(平成26年10月31日揭示済)

### 奈良市選挙管理委員会告示第34号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成26年12月3日から平成26年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成26年10月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟4階

選挙管理委員会事務局内

(平成26年10月31日揭示済)

## 農業委員会

### 奈良市農業委員会告示第20号

奈良市農業委員会平成26年11月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定

により告示します。

平成26年10月31日

奈良市農業委員会

農政部長 嶋田 圭堂

- 1 日時 平成26年11月7日（金） 午後1時30分
- 2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 議案 第1号 農業に関するアンケートの実施について  
第2号 農業相談会の実施について  
第3号 平成27年遊休農地解消モデル事業実施計画について
- 4 報告 第1号 平成26年遊休農地解消モデル事業実施状況について  
第2号 なら農業委員会だより第59号の編集について  
第3号 農地利用状況調査の実施状況について  
(平成26年10月31日揭示済)

## 奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。